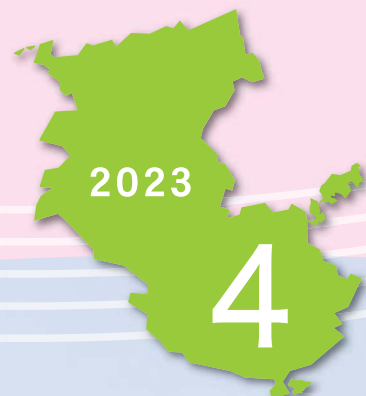


＼ 健保と年金 ／

ほっと便



わかやま



主な内容

- P2 老齢年金の特例的な繰下げみなし増額制度
- P3 令和5年度の保険料率(健康保険・介護保険)
- P4 新しい「施設利用会員証」の発行
- // 講習会等の結果報告／社会保険クイズ

【和歌山城：和歌山県社会保険協会提供】



令和5年4月から老齢年金の 特例的な繰下げみなし増額制度が開始されます



年金制度改正法(令和2年法律第40号)等により、以下のとおり令和5年4月から老齢年金の繰下げ制度の一部改正が施行されます。

制度の内容

令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

これを踏まえて、令和5年4月から70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるよう制度改正が行われ、70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。これを「特例的な繰下げみなし増額制度」といいます。

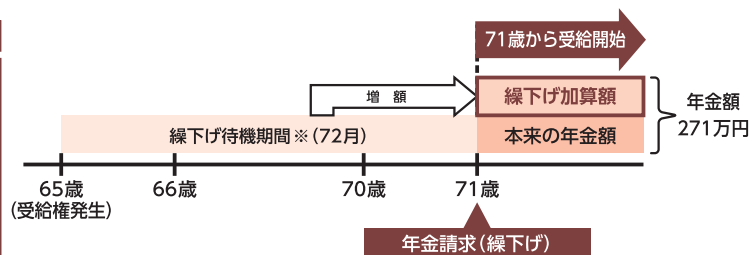
※65歳以降に厚生年金保険に加入していた期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適用事業所に勤務していた期間がある場合に、在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象になりません。

/// 改正後(令和5年4月から) ///

【例：71歳まで繰下げ待機し、71歳時点で年金の請求をする場合(本来の年金額：年額180万円)】

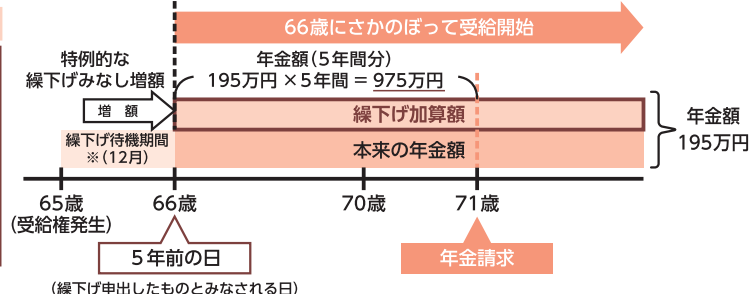
繰下げ申出をするとき

【年金額】
180万円 + 91万円
(本来の年金額) (繰下げ加算)
($0.7\% \times 72\text{月} = 50.4\%$ 増額)
=年額271万円
繰下げ申出の翌月分から受取。



繰下げ申出をしないとき

【年金額】
180万円 + 15万円
(本来の年金額) (繰下げ加算)
($0.7\% \times 12\text{月} = 8.4\%$ 増額)
=年額195万円
請求の5年前の日で下げ申出があったものとして5年間分(975万円)を遡って一括受取。



対象者

特例的な繰下げみなし増額制度の対象となる方は次のいずれかに該当する方です。

- ① 昭和27年4月2日以降生まれの方(令和5年3月31日時点で71歳未満の方)
- ② 老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成29年4月1日以降の方(令和5年3月31日時点で老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して6年を経過していない方)

※80歳以降に請求する場合や、請求の5年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利がある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されません。

※また、過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響のある場合がありますのでご注意ください。

手続き等

特例的な繰下げみなし増額制度の手続きは令和5年4月1日から可能となります。

● お問い合わせ先

和歌山東年金事務所 … 073-474-1841 和歌山西年金事務所 … 073-447-1660 田辺年金事務所 … 0739-24-0432

協会けんぽ和歌山支部の加入者・事業主の皆様へ

令和5年度の保険料率が決定しました

	【令和5年2月分(3月納付分)まで】	▶	【令和5年3月分(4月納付分)から】
健康保険料率	10.18%		9.94%
介護保険料率	1.64%		1.82%



- 健康保険料と介護保険料は、労使折半となります。
- 40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
- 賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- 任意継続被保険者の方は、令和5年4月分の保険料率から変更となります。

健康づくりの取り組みを健康保険料率に反映する「インセンティブ制度」を導入しています

インセンティブ制度とは？

健診受診率やジェネリック医薬品の使用割合など5つの取り組み指標に基づいて評価し、健康保険料率に反映させる制度です。47支部のうち上位23支部は、順位に応じたインセンティブ（報奨金）により、健康保険料率を引き下げることができます。

健康保険料率の引き下げにつながる5つの指標

指標①
特定健診等の実施率



年一回健診を受診しましょう！

指標②
特定保健指導の実施率



対象の従業員に保健指導を受けるよう、お声がけください！

指標③
特定保健指導対象者の減少率



日頃から健康的な生活習慣を維持しましょう！

指標④
医療機関への受診
勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率



早期の受診で重症化を予防しましょう！

指標⑤
ジェネリック医薬品の使用割合



先発品より低価格、皆様のお薬代を軽減！

● お問い合わせ先 …………… 企画総務グループ TEL：073-421-3101

お知らせ

協会けんぽの各種申請書の様式を変更しました。
 令和5年1月から、新様式での申請をお願いしています。

新様式のダウンロードは
 こちらから



新しい『施設利用会員証』を発行しています！

契約施設で使用する新しい「施設利用会員証(みず色)」のお申込みを受付中です。新会員証の有効期限は2026年(令和8年)3月31日までです。旧「施設利用会員証(ピンク色)」は令和5年3月31日で有効期限が終了しましたので使用できません。なお、旧会員証のご返却は不要です。会員証の申込方法は同封の「令和5年度 事業のご案内」の最終頁をご覧ください。



令和5年度の事業について

和歌山県社会保険協会

「令和5年度 事業のご案内」のパンフレットを同封しています。各種事業について、開催月・会場・広報時期等を記載していますので、ご参照ください。今年度も会員事業所の皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げます。



社会保険新任事務担当者講習会を開催しました

新しく社会保険事務を担当された方を対象に社会保険・労働保険の基礎知識の向上を目的に講習会を県内4会場で開催しました。(参加者)

- ① 1月26日 / 打田生涯学習センター(9名)
- ② 2月2日 / 和歌山ビッグ愛(21名)
- ③ 2月14日 / 新宮商工会議所(5名)
- ④ 2月15日 / 県立情報交流センター Big・U(8名)

①②は名手亜紀子社会保険労務士、③④は南靖司特定社会保険労務士にご講演をいただきました。講師の方々、参加されました皆様ありがとうございます。



社会保険新任事務担当者講習会
令和5年1月26日
打田生涯学習センター(紀の川市)

年金・雇用保険教室を開催しました

会員事業所の社会保険事務担当者を対象に年金・雇用保険制度を分かりやすく解説する講習会を県内2会場で開催しました。(参加者)

- ① 2月13日 / 和歌山ビッグ愛(28名)
- ② 2月15日 / 県立情報交流センター Big・U(20名)

雇用保険はハローワーク和歌山・同田辺、年金は日本年金機構和歌山東年金事務所・同田辺年金事務所のご担当者並びに松嶋治子社会保険労務士(合同会社労務アシスト)にご講演をいただきました。講師の方々、参加されました皆様ありがとうございます。



年金・雇用保険教室
令和5年2月15日
県立情報交流センターBig・U(田辺市)

社会保険クイズ

保険料(健康保険・厚生年金保険)の徴収に関するクイズです。

(ア)(イ)(ウ)について、正しい番号をお答えください。

- 新卒のAさんは令和5年3月31日付で正社員として就職(社会保険加入)しましたが、翌月の4月29日付で退職しました。
(ア) Aさんの3月分の保険料は①必要・②不要 (イ) Aさんの4月分の保険料は①必要・②不要
- 新卒のBさんは令和5年4月1日付で正社員として就職(社会保険加入)しましたが、一週間後に退職し、翌月5月1日から別会社で社会保険に加入しました。
(ウ) Bさんの4月分の保険料は①必要・②不要

ご応募は！

ハガキに①答え②氏名③〒と住所④事業所名⑤当協会へのご要望・ご意見等をご記入の上、2023年5月31日(水)までに下記へご応募ください。正解者の中から抽選で5名様に素敵な景品をお送りします。(景品の発送をもって発表にかえさせていただきます。) ご応募いただいた際の個人情報は、今回のクイズに係る業務に使用させていただいた後、当協会が責任をもって廃棄いたします。

2月号のクイズの答え

正解は、A → 25%、B → 50% でした。

中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率は25%以上でしたが、猶予期間が2023年(令和5年)3月31日で終了し、4月1日より同割増賃金率が50%以上へ引き上げになりました。また、月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行った場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となりました。

中小企業の範囲、取り扱い等詳細は厚生労働省・中小企業庁の広報サイトをご覧ください。



発行所 一般財団法人 和歌山県社会保険協会

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1番2号 和歌山ビッグ愛5F ☎(073)426-1555 FAX(073)426-1565

・ホームページ <http://www.shahokyokai-wakayama.jp/>

・この広報紙は上記ホームページでもご覧いただけます

